

高等部 特別活動

1 目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱い

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態の特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

- ・「準ずる」とは原則同一であることを示す。
- ・「1」については、学級単位が少人数であることが多いので、解消できるように配慮が必要である。
- ・「2」については、交流及び共同学習により、より成果が期待できるとしている。
- ・「3」については、特に知的障害者への配慮について明示したものであり、生徒の理解に基づく、生活に結びついた内容を実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要としている。

2 授業時数等【知的障害の場合】

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
【総則74p】

- ・ホームルーム活動は「キャリア教育の要」であり、「SHR」「朝の会」「帰りの会」を含む。
- ・「原則として」は「標準」という意味ではないので、一時期にまとめて実施しないようにすること。

生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を当てるものとする。【総則74p】

- ・年間・学期又は月ごとの教育課程の中に位置づけ、一定の授業時間を確保する。

3 授業時数等【視聴肢病の場合】

ウ 各教科・科目等の授業時数等

(ア) 各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。【総則63p】

- ・「年間35週行うことを標準」とあるが、増減の幅は教育的な配慮に基づく適切な幅の範囲。

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
【総則64p】

- ・特別活動の履修については、単位による計算は行わない。
- ・ホームルームは、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない。
- ・1単位時間を50分として計算し、年間35単位以上確保すべきことを示している。

生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を当てるものとする。【総則65p】

- ・年間・学期又は月ごとの教育課程の中に位置づけ、一定の授業時間を確保する。